

吉川市文化芸術推進基本計画（案）に対する
ご意見の内容と市の考え方

吉川市文化芸術推進基本計画の策定にあたり、案を公表し、パブリック・コメントを実施した結果、2件のご意見をいただきました。いただきましたご意見と、ご意見に対する市の考え方を次のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

1 意見募集の期間

令和5年1月13日（金曜日）～令和5年2月13日（月曜日）まで

2 意見提出状況

(1) 提出者 1名

(2) 意見件数 2件

(3) 意見提出方法の内訳

提出方法	件数
窓口持参によるもの	0件
郵送によるもの	0件
意見提出箱によるもの	0件
ファックスによるもの	0件
Eメールによるもの	1件

問い合わせ先

教育部生涯学習課生涯学習担当

電話：048-984-3563（直通）

ファックス：048-981-5392

3 ご意見とご意見に対する市の考え方

	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>○市民ひとりひとりへの視点</p> <p>基本目標2(3)の「あらゆる市民と多様な分野における文化芸術活動の充実」に記述されているように、「子どもから高齢者、障がい者、外国人などを含むあらゆる市民」を視野に入れての計画ですが、例示された括り方だけでなく、吉川市民を多様で多彩な属性や特性で捉えることでより市民のひとりひとりの顔(市民像)が見えてくるように思いました。</p> <p>例えば、吉川市に長く居住する市民と転入間もない市民にとってのニーズがそれぞれにあるのではないかと。</p> <p>高齢者を一括りにするのではなく就労している方、地域活動に参加されている方、病気の方、介護が必要な方などそれぞれにニーズがあるのではないかと。</p> <p>市民「ひとりひとり」への取組みの視点があるとよいと思いました。</p> <p>○外国人、ろう者、障がい者などが培ってきた文化芸術への視点</p> <p>言語や培ってきた文化の違いによらずそれぞれの文化や芸術にも目を向けること、例えば、ろう文化、障がい者の文化芸術、外国人の民族の文化芸術などへの視点があるとよいと思いました。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「市民ひとりひとりへの視点」に沿った取組につきましては、文化芸術の推進にあたり必要な取組の一つであると認識しております。ご意見いただきました「吉川市に長く居住する市民と転入間もない市民」など、住民それぞれの状況に着目した視点のほか、文化芸術のジャンルによってもターゲットが異なるなど、幅広い対応が求められます。そのため、計画に示した方々に限らず、あらゆる市民が参加できる多様な文化芸術事業の実施に取り組むとともに、その情報発信にあたっては内容とターゲットを見極めた取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、「それぞれの文化や芸術にも目を向ける」ことにつきましても、必要な取組であると考えております。本市では「文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針」に基づき、文化芸術を様々な場面で活用し、地域課題の解決に取り組んでまいりました。障がい者の文化芸術という点においては、取組の一つとして「障がい者アート展」を開催し、イラスト、写真、工作の募集を行い、障がいのある方とない方の交流等を図り、障がい者福祉への関心と理解を深めることに取り組ましました。引き続き、多様な分野に目を向けて、様々な分野で連携し、全庁で計画の推進を図つ</p>

	<p>障がい者については、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」などの法令等 にも関連することと思います。</p>	<p>てまいりたいと考えております。</p>
--	---	------------------------